

奈良県告示第三百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十九年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
三並薬局	吉野郡下市町大字善城五五四	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十八年十月十四日
杉本薬局	橿原市兵部町七一四	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十八年十月二十三日